

【アメリカ】殉職ジャーナリスト記念法の制定

2020年12月31日、「殉職ジャーナリスト記念法（Fallen Journalists Memorial Act）」が制定された（P.L.116-253. 全3か条）。本法は、殉職ジャーナリスト記念財団（Fallen Journalists Memorial Foundation）が、職務中に命を落とした記者、フォトジャーナリスト、編集者、プロデューサー等を称え、コロンビア特別区及びその周辺の連邦地に記念作品（commemorative work）を建てることのできる旨を定める（第2条(a)）。記念作品とは、「1986年記念作品法（Commemorative Works Act of 1986, P.L.99-652, 40 U.S.C. ch.89.）」で定義された、個人、グループ、イベントその他の歴史上の重要な要素の記憶を残すために設計された彫像、モニュメント、彫刻、記念碑その他の構造物・景観上の特徴物をいう（40 U.S.C. § 8902(a)(1)）。その設置についても、「1986年記念作品法」の定めに従う（第2条(b)）。記念作品設置に必要な資金については、政府はいかなる公的な資金も用いてはならず（第2条(c)(1)）、同財団が寄附の受入れ及び設置費用の支払について、単独で責任を負う（第2条(c)(2)）。

今日、ジャーナリストの職場環境は厳しさを増しており、ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）によれば、1992年以降、世界中で約1,400人のジャーナリストが任務の際中に戦闘や銃撃に巻き込まれて死亡している。また米国国内においても、2018年6月28日にメリーランド州アナポリスのニュースルームでキャピタル・ガゼット社の従業員5名が銃撃され死亡する事件が起きている。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ253/PLAW-116publ253.pdf>

・ <https://www.congress.gov/99/statute/STATUTE-100/STATUTE-100-Pg3650.pdf>

【アメリカ】大学スポーツ選手に対する報酬と権利—フロリダ州法を中心に—

2020年6月12日、フロリダ州で、大学スポーツ選手が、氏名、画像又は肖像（Name, Image or Likeness. 以下「NIL」）の使用に対する報酬を得ることを可能とする法律が成立した（SB646, Chapter 2020-28）。この州法は、この種の法律としては、2019年9月に成立したカリフォルニア州法（本誌第282-2号（2020年2月）pp.4-5参照）、2020年3月に成立したコロラド州法に続く3例目であるが、前2者が2023年1月1日に施行されるのに対し、フロリダ州法は既に2021年7月1日に施行された。同日には、ほかに4州（アラバマ州、ジョージア州、ミシシッピ州、ニューメキシコ州）で同様の法律が施行され、また、全米大学体育協会（NCAA）が、NILの使用に対する報酬を得ることを禁止するNCAA規約第12.5.2.1条の適用を公式に停止し、大学間での選手獲得競争の激化が予想されている。

フロリダ州法の主な内容は、次のとおりである。①中等教育後の教育機関（以下「州立大学等」）に在籍する大学対抗スポーツ選手（以下「選手」）は、そのNILの使用に対する報酬を得ることができる。この報酬額は、当該選手のNILの権限ある使用に対する市場価値と一致する。大学対抗競技のアマチュアリズム、アマチュア競技とプロスポーツとの分離等を維持するため、当該報酬は、競技成績又は特定の州立大学等への在籍の対価として提供されてはならず、州立大学等と系列関係にない第三者によってのみ提供される。②州立大学等は、選手がNILの使用に対する報酬を得ることを阻止し、又は不当に制限する契約、規則等を採択し、又は維持してはならない。選手が報酬を得ることは、学業助成金（grant-in-aid. 州立大学等から選手が1年契約で提供される、授業料、寮費等に支出される助成金）又は選手資格に影響を及ぼしてはならない。③州立大学、競技プログラム支援団体等は、現在又は将来の選手に、NILの使用に対する報酬を提供してはならない。④州立大学等は、選手が、NILの使用に対する報酬を確保する目的で弁護士を含む代理人を立てることを阻止等してはならない。⑤州立大学等により選手に提供される学生生活費（cost of attendance）を含む学業助成金は、ここでいう報酬には該当せず、選手が報酬を得たか、又は代理人を立てた結果として撤回され、又は減額されてはならない。⑥選手は、NILの使用に対する報酬のための個人契約が、選手の所属するチームの契約と抵触する場合には、当該個人契約を締結できない。⑦選手は、NILの使用に対する報酬契約を締結する場合には、在籍する州立大学等が指定する方法で当該契約を当該州立大学等に開示する。⑧選手の代理人契約又はNILの使用に対する報酬契約の期間は、当該選手が在籍する州立大学等において競技プログラムに出場する期間を超えてはならない。⑨州立大学等は、選手に対する金融リテラシーや生活スキルのためのワークショップを提供する。

海外立法情報課・中川 かおり

▪ <http://laws.flrules.org/2020/28>

【EU】鉄道旅客の権利及び義務に関する規則

2021年5月17日、鉄道旅客の権利及び義務に関する欧州議会及び理事会の規則（Regulation (EU) 2021/782）が公布され、同年6月6日に施行された。同規則は、2007年の同名の規則を全面改正するものであり、全8章41か条と附則4部で構成される。

同規則により、新たに規定された主な事項は次のとおりである。①環境に配慮した移動手段を奨励するため、鉄道事業者は、車両の新規調達又は改修の場合には、当該車両を含む列車編成中に自転車を最低4台収納できるスペースを設置しなければならない。②遅延・運休の際、出発予定時刻から100分以内に別ルートによる輸送の実施が旅客に伝達されず、旅客が他の公共交通機関を使用して移動した場合は、その費用を鉄道事業者が払い戻さなければならない。③60分以上の遅延・運休の際、運賃の払戻しを受けていない旅客に支払われる補償に関して、鉄道事業者が補償の義務を負わない場合についての記載を具体化する。これにより、異常気象、自然災害又は公衆衛生上の危機（パンデミックを含む）等に起因する遅延・運休は補償の対象外とされる。④障害又は移動に制約のある者（高齢者等を含む）への支援に関し、介助者や補助犬の同行を認めること等を明記し、支援を必要とする場合の鉄道事業者への事前の通知期限を従前の48時間前から24時間前に短縮する。また、鉄道事業者は、支援を行う職員に対し研修を実施しなければならない。

同規則は、2023年6月7日から適用される（従前の2007年の規則は同日撤回）。ただし、①の自転車に関する規定は、2025年6月7日から適用される。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/782/oj>

【イギリス】2021年緊急資金法

イギリスでは、緊急に財政資金が必要となり、通常の議会での承認手続きでは間に合わない場合に備え、1974年緊急資金法（1974 c.18）により、緊急資金が設けられている。同法の第1条第1項は、緊急資金から使用できる資金の限度額を、前年度議定費の2%と規定している。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックに対応するため、2020年3月25日に制定（同日施行）された2020年緊急資金法（2020 c.6）では、資金の限度額を前年度議定費の50%に増額し、増額後の資金は、約2660億ポンドとなった（1ポンドは約153.7円）。同法は2021年3月31日に終了したが、COVID-19パンデミックの影響が継続していることから、2021年3月15日、緊急資金の限度額を2022年3月31日まで前年度議定費の12%に増額する2021年緊急資金法（2021 c.9）が制定（同日施行）された。増額後の資金は、約1050億ポンドとなる。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/18/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/6/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/9/contents>
- <https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0267/en/200267en.pdf>
- https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999664_po_068806.pdf?contentNo=1

【イギリス】英国図書館理事会（借入権限）法

1972年英国図書館法（1972 c.54）を改正し、英国図書館が借入れを行えるようにする2021年英国図書館理事会（借入権限）法（2021 c.15）が、2021年4月29日に国王の裁可を得て、同年6月29日に施行された。この法律は、全2か条から成る。

イギリスの国立図書館である英国図書館は、1972年英国図書館法により、英国博物館図書館等のイギリスの国立図書館を統合して1973年に設立されたが、同法は、英国図書館の運営を行う英国図書館理事会が借入れを行うことを禁じている（附則第11項第1号）。英国図書館の資金の大部分は、デジタル・文化・メディア・スポーツ省（Department for Digital, Culture, Media & Sport、以下「DCMS」という。）からの補助金であるが、DCMSが資金提供を行うイギリスの他の国立博物館は、2013年の財政改革により、借入れを行えるようになっていた（2013年に試行開始、2015年から恒久化）。DCMSが2017年11月に作成した「DCMSが資金提供を行う博物館の戦略的見直し」では、英国図書館の借入制限は自由の精神及び政策の方向性と相反するため、法改正を検討すべきとの勧告が行われており、2020年2月5日に法案が提出されていた。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/54/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/15/contents>
- <https://www.bl.uk/about-us/our-story/history-of-the-british-library>
- <https://lordslibrary.parliament.uk/british-library-board-power-to-borrow-bill/>
- <https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0020/en/20020enlp.pdf>
- <https://www.gov.uk/government/publications/strategic-review-of-dcms-sponsored-museums>

【フランス】フランスの農村の感覚遺産を定め保護するための法律

2021年1月29日、「フランスの農村の感覚遺産 (le patrimoine sensoriel) を定め、保護するための法律第 2021-85 号」が制定され、翌 30 日に公布・施行された。本法律の目的は、家畜の鳴き声及びにおい又は鐘の音といった音やにおいを含む農村に特有の遺産の価値を認め、近年増加している、これらを理由とする観光客や移住者による訴訟に対抗することである。

本法律は、全 3 か条から成る。第 1 条は、自然空間を特徴づける音とにおいを「国民の共通遺産 (patrimoine commun de la nation)」に加え、自然環境、資源、風景、大気、生物及び生物多様性と同様に保護すべきものとする。第 2 条は、文化遺産総合目録地域圏局 (Services régionaux de l'inventaire général du patrimoine culturel) が、音やにおいを含めた、管轄する地方の文化的アイデンティティについて検討し、認定すべきことを定める。第 3 条は、本法律の制定から 6 か月以内に、政府が、隣人同士の不当なトラブルの定義を民法典 (Code civil) に規定する可能性について検討し、特に、環境に関する、地方における隣人同士の訴訟の判例を分析すべきことを定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043080343>

【フランス】地域言語の遺産としての保護及びその振興に関する法律

フランス憲法 (1958 年制定) 第 75-1 条は、海外県・海外領土を含むフランス国内で使用される地域言語 (langue régionale) が文化遺産に含まれることを規定する。しかし、現在、そのうち 75 の言語が話者の減少により消滅の危機にあるとされる。2021 年 5 月 21 日、こうした地域言語の保護及びその振興を強化するために、全 11 か条から成る「地域言語の遺産としての保護及びその振興に関する法律第 2021-641 号」が制定され、同年 5 月 23 日に公布・施行された。

本法律の主な内容は次のとおりである。第 1 条は、フランス語及び地域言語から成る言語遺産 (patrimoine linguistique) を法的に定義し、地方公共団体がその教育や普及に協力すべきことを定める。第 3 条は、フランス語の使用は、地域言語の使用及び関連する諸活動を妨げないことを定める。第 6 条は、居住する市町村にフランス語と地域言語の二言語教育を行う学校がなく、二言語教育を行う別の市町村の契約私立学校 (école privée sous contrat. 国と契約を結び、補助金を受給する私立教育機関) に就学する場合、居住する市町村がその学費を一部負担することを定める。第 7 条は、幼稚園からリセ (lycée. 日本の高等学校に相当) までの通常の授業の枠組みにおける選択科目として、地域言語教育を普及させることを定める。第 8 条は、公共建造物内の表示、交通標識又は公共機関の広報の主要な媒体における表記について、地域言語の使用を認める。

なお、本法律は、地域言語で教育を行うイマージョン教育の普及及び身分証明書における地域言語の弁別符号の使用許可の 2 点についても定めていたが、憲法院 (Conseil constitutionnel) の 2021 年 5 月 21 日の判決第 2021-818 号により、これらの規定は共和国の言語をフランス語と定める憲法第 2 条に反するとして削除された。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043524722>

【ドイツ】連邦首相ヘルムート・コール財団の設立に関する法律

2021年6月8日に、「連邦首相ヘルムート・コール財団の設立に関する法律」(BGBl. I 2021 S. 1306)が公布され、翌9日から施行された。同法は、1982年から1998年まで連邦首相を務め、2017年に死去したヘルムート・コール(Helmut Kohl)の生涯と業績を記念するため、ベルリンに「連邦首相ヘルムート・コール財団」を設立する法律である。連立与党会派(CDU/CSUとSPD)の提案による法案は、審議過程において、「連邦首相ウィリー・ブラント財団の設立に関する法律」(BGBl. I 1994 S. 3138)の改正が第2条として追加されて、全3か条の条項法(複数の法律の制定・改正を行う法律)となり、ドイツのための選択肢(AfD)のみ棄権、他の全ての会派の賛成により、可決された。

第1条(連邦首相ヘルムート・コール財団の設立に関する法律)は、全13か条から成る(第1条:財団の法的形態、第2条:財団の目的、第3条:財団の財産、第4条:定款、第5条:財団の機関、第6条:評議員会(Kuratorium)、第7条:幹部会(Vorstand)、第8条:諮問委員会(Beirat)、第9条:副次的活動及び名誉職活動、第10条:連邦機関による支援及び連邦機関との協力、監督、予算、法的監査、第11条:職員、第12条:料金、第13条:公式印章)。

同財団は、法的能力を持つ公法上の財団で、「ドイツ国民の自由及び統一、世界の平和、欧州近隣諸国との和解、欧州統合のためにヘルムート・コール博士が行った政治活動の記憶を保存し」、その財団の目的に沿った活動として、「現代史に関する常設展を設置・維持し、特別展及びイベントを開催し、学術的な活動の機会を提供する、ベルリンの一般公開された記念館としてのヘルムート・コール・センター(Helmut-Kohl-Zentrum)の設立及び運営」等を行う。同財団は、文化及びメディアを所轄する連邦最高官庁の法的監督の下に置かれる。

また、第2条(連邦首相ウィリー・ブラント財団の設立に関する法律の改正)により、1969年から1974年まで連邦首相を務め、1992年に死去したウィリー・ブラント(Willy Brandt)を記念し、フォーラム・ウィリー・ブラント・ベルリン(Forum Willy Brandt Berlin. 1996年開設)の運営等を行う「連邦首相ウィリー・ブラント財団」の活動目的に、ブラントの生地リュベックにあるウィリー・ブラント・ハウス(Willy-Brandt-Haus. 2007年開設)の運営と、晩年までの居所ウンケル(ボンの南東約20km)にあるウィリー・ブラント・フォーラム(Willy-Brandt-Forum. 2011年開設)の常設展示が加えられた。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-%C3%BCber-die-errichtung-einer-bundeskanzler-helmut-kohl-stiftung/276914>

【ドイツ】シュタージ文書の連邦公文書館移管—連邦公文書館法・シュタージ文書法改正等—

ドイツ民主共和国（東ドイツ）の事実上の独裁政党であったドイツ社会主義統一党（SED）は、反体制運動を監視するため秘密警察シュタージを組織し、東ドイツ社会に監視網を張りめぐらせ、弾圧を行っていた。1991年の東西ドイツ統一に際し、シュタージの記録文書は、当初、他の東ドイツの公文書同様、連邦公文書館への移管が検討されていた。しかし、廃棄される寸前のシュタージ文書を守った東ドイツ国民は、シュタージが実際に活動し、文書が生成された東ドイツの地でこれを管理し、犠牲者や第三者の情報アクセス権を認め、犠牲者の名誉回復等のために文書利用を保障することを強く求めた。このため、連邦公文書館への移管を行わず、シュタージ文書を管理する連邦上級官庁（BSStU）を設置し、ベルリンと旧東ドイツ5州に本部と支部を置く独自の文書管理制度が構築された（本誌 281号（2019年9月）pp. 29-30 参照）。

東西ドイツ統一から30年を経て、2021年4月15日に「連邦公文書館法及びシュタージ文書法を改正し、SED 犠牲者受託官を設置する法律」（BGBl. I 2021 S. 750）が公布され、同年6月17日に施行された。同法は、シュタージ文書の連邦公文書館への移管と BSStU の廃止を定め、連邦議会の補助的組織として、新たに連邦 SED 犠牲者受託官を設置することを定めるもので、全6か条から成る（第1条：連邦公文書館法（BGBl. I 2017 S. 410）の改正、第2条：シュタージ文書法（BGBl. I 2007 S. 162）の改正、第3条：ドイツ連邦議会に置かれる SED 独裁政権犠牲者のための連邦受託官に関する法律、第4条：利益代表者及び平等問題担当者に関する経過規定、第5条：告示許可、第6条：施行）。市民、メディア、学術研究者がシュタージ文書を閲覧する現行の権利は、連邦公文書館移管後も変わらず保障される。

第3条で新たに制定された「ドイツ連邦議会に置く SED 独裁政権の犠牲者のための連邦受託官に関する法律」（BGBl. I 2021 S. 750, 757）は、全9か条から成る（第1条：地位、義務及び権限、第2条：報告義務、第3条：犠牲者受託官への請願、第4条：公的機関及び非公的機関との協力、第5条：犠牲者受託官の選出及び任期、第6条：犠牲者受託官の法的地位、第7条：守秘義務、職業上の制限、第8条：犠牲者受託官の席、職員、予算、第9条：報酬、手当）。連邦議会に置かれる SED 犠牲者受託官の任務は、SED 犠牲者のオンブズパーソンとしての活動（第1条第2項第1号）、SED 犠牲者問題に関する連邦議会等への助言（同第2号）等である。SED 犠牲者受託官は、連邦議会において投票により選出され、任期は5年（再選は1回まで）である。文化及びメディアを所轄する連邦最高官庁は、改正後の連邦公文書館法及びシュタージ文書法を新版として連邦法律公報で告示する権限が認められる。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-%C3%A4nderung-des-bundesarchivgesetzes-des-stasi-unterlagen-gesetzes-und-zur-einrichtung/268842>

【ロシア】 オープンスカイズ条約からの離脱通告

2021年6月7日付け連邦法第158号「ロシア連邦からのオープンスカイズ条約離脱通告について」は、米国のオープンスカイズ条約（Treaty on Open Skies）離脱に対抗して制定された法令である。オープンスカイズ条約は、参加国の軍事的偵察活動に関する軍縮条約であり、1992年3月24日にヘルシンキで締結され、ロシア・米国・ドイツ・イタリア等25か国が署名していた。同条約は、参加国の相互監視を確約するものであり、非武装の偵察用航空機によって、相互の領空内での査察飛行が行われる。2020年5月、米国トランプ政権は、ロシアの条約違反を理由として同条約離脱を通告し、同年11月に離脱を完了した。2021年1月、ロシアは、これに追従して同条約を離脱する意向であることを表明し、同年6月7日、プーチン大統領の署名により同法が成立した。条文は、「1992年3月24日にヘルシンキで締結されたオープンスカイズ条約の離脱を通告する」の一文のみである。批准国への離脱通告は、同年6月18日における施行をもってなされる。離脱は、離脱通告から6か月後に成立する。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/06/07/rossiia-denonsirovala-dogovor-po-otkrytomu-nebu.html>**【ロシア】 フィットネスサービス利用者への減税措置**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市民の消費が落ち込んでおり、特に利用者・従業員間の接触が起りやすいフィットネス産業は敬遠される傾向にある。2021年4月5日に、フィットネスサービスを利用する市民への減税と、間接的なフィットネス業界への支援を目的として、連邦法第88号「納税者が自分に提供されたフィジカルフィットネスサービスに対して支払った金額の社会税控除を提供する点におけるロシア連邦税法第2部第219条改正について」が、制定、公布、施行された。被改正法であるロシア連邦税法第2部第219条は、社会税控除について定めた条文であるが、同条第1項が、連邦法第88号により、新たに第7項が追加され補足された。この第7項により、納税者が課税期間中に、本人、18歳未満の子（養子を含む）、18歳未満の被後見人につき、スポーツクラブ、スポーツを活動内容とする個人事業主が提供するフィジカルトレーニングやレクリエーションサービスに対して支払った金額は、税控除の対象となる。控除によって市民のフィットネスサービス利用率低下を防ぎ、フィットネス業界の経営難を防ぐ狙いがあるとされる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/04/08/rossiiane-poluchat-nalogovyj-vychet-na-zaniatiia-fitnessom.html>

【韓国】国際機構分担金法の制定

2021年1月5日、各種国際機構への分担金についての管理体制に関して定めた「国際機構分担金の管理に関する法律」（法律第17819号：本則全6か条及び附則1か条）が制定・公布された。2022年1月1日に施行される。この法律により、外交部（部は日本の省に相当）長官の下に国際機構分担金審議委員会（以下「委員会」）を設置し、この委員会において、中央行政機関別の前年度の国際機構分担金納付実績及び自主評価結果、次年度の国際機構分担金納付計画等の事項を審議し、調整する（第5条）。中央行政機関の長は、所管する国際機構分担金の前年度の納付実績等についての自主評価を毎年実施しなければならない。毎年3月31日までに納付実績、自主評価の結果、次年度の納付計画を委員会に提出しなければならない。外交部長官は、中央行政機関から提出された納付実績等についての委員会の審議・調整結果を企画財政部長官に送付し、企画財政部長官は、送付された審議・調整結果を尊重して次年度の予算案を編成しなければならない。また、外交部長官は、国際機構分担金総合報告書を作成して国会の所管常任委員会に提出しなければならない（第6条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2I0J1Q2C0G2J1S2S1T5Z1X6X0A4X9

【韓国】風水害保険法の改正

2021年6月8日、「風水害保険法」の改正法（法律第18210号）が公布された。2021年9月9日に施行される。風水害保険法は、2006年3月3日に制定、公布されたもので、この法律に基づいて台風、豪雨、洪水、強風、風浪、海溢（高潮、津波）、大雪、地震、地震海溢（津波）の被害に対する損害補償のための風水害保険が運営されている。今回の改正では、特定の地域の風水害保険の加入を促進するため、年ごとの推進計画の策定・施行を国又は自治体に義務付ける規定が新設された（第23条第2項）。ここで規定された地域とは、「急傾斜地災害予防に関する法律」によって指定された崩壊危険地域、「山林保護法」によって指定された山崩れ脆弱地域、「自然災害対策法」によって指定された海溢危険地区及び常習雪害地域、そのほか「自然災害対策法」によって指定された自然災害危険改善地区等、風水害による災難被害発生の危険が大きいと認められる地域である。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2R1C0M4N2H3R1P7D3S6U0Z2W3O2U9

・ https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=84566

・ https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=85108#none

【中国】反外国制裁法の制定

2021年3月、ウイグル問題を理由に、欧米等の対中制裁が発表されると、同年4月の全国人民代表大会常務委員会で、法的「ツールボックス」となる反外国制裁法の審議が行われ、同年6月10日の同常務委員会で採択公布・施行された（中華人民共和国主席令第90号）。同法は16か条から成り、次のように規定する。国際法等に反して中国を抑圧し、中国の公民や組織に差別的な制限措置を採り内政干渉する外国に対し、中国は報復措置を採る権利がある（第3条）。国務院関係部門は、差別的措置の決定、実施等に直接又は間接的に関わった個人及び組織を報復リストに入れる決定ができる（第4条）。同リスト対象者の配偶者・直系親族、対象組織の幹部等のほか、対象者が幹部を務め、実際に統制し、又は設立、運営に関わる組織も同リストに入れることができる（第5条）。同リスト対象の組織及び個人に対し、国務院関係部門は、①ビザ発行停止、入国禁止、ビザ取消し、国外追放、②国内動産、不動産及び各種財産の凍結、差押え、③国内組織又は個人との交易等の禁止、制限等を行うことができる（第6条）。これらの規定に基づき国務院関係部門の行う決定が最終決定となる（第7条）。決定の根拠となる状況に変化が生じたとき、国務院関係部門は、報復措置の停止、変更、取消しを決定できる（第8条）。国は外国の制裁に対抗する調整機構を設置する（第10条）。国内の組織及び個人は、報復措置を執行しなければならず、これに違反した場合、国務院関係部門は、関係活動への従事禁止等の措置を採る（第11条）。いかなる組織及び個人も、外国による差別的措置を執行し、又はこれに協力してはならず、違反して権利・利益が侵害された場合、中国公民及び組織は、人民法院に差止め、賠償を求めることができる（第12条）。報復措置を実施せず協力しないいかなる組織及び個人も、法的責任の追及を受ける（第14条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/d4a714d5813c4ad2ac54a5f0f78a5270.shtml>

【台湾】文化芸術奨励援助及び促進条例の改正

1992年制定の文化芸術奨励援助条例は、2002年の部分改正を除き、長らく改正されなかったが、2019年の文化基本法の制定（本誌282号（2019年12月）pp.75-90参照）時の付帯決議により、文化基本法の内容に即してこの条例を改正することが求められた。改正案は、文化基本法に定める文化芸術振興に関わる内容を加えたため、名称が文化芸術奨励援助及び促進条例と変更された。この改正条例は、2021年4月29日、立法院で可決され、同年5月19日に公布され（総統令華総一義字第11000046561号）、第10条を除き施行された。同条例は、全6章31か条及び附則4か条から成る。文化芸術を、多元的な社会の集団に特有の生活様式、価値体系、創作表現と定義し（第3条）、新設の第3章（権利・利益の保障）では、公共部門による芸術文化関係の調達を受注した事業者に対し、労災保険に加入できない直接契約の労務提供者を傷害保険等に参加させることを義務付け（第10条）、文化芸術事業を扱う公的に設立された法人等に対し、従事者等の知的財産権の保障を義務付けた（第14条）。第4章（文化環境）では、各主管部門に芸術文化体験の推進（第16条）を、政府には資料の公開・授権の加速、文化を扱う科学技術の発展促進（第20条）等を義務付け、文化芸術従事者等に対する公共スペース利用時の優遇（第18条）等の規定を追加した。そのほか、台湾での芸術品オークション取引を活性化するため、取引所得額の分離課税による税制優遇（第29条）、税関持込み時の保証金免除（第30条）等の規定を追加した。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0170006>

【オーストラリア】刑法典に「賃金等窃盗罪」を新設（クイーンズランド州）

2020年9月14日、クイーンズランド州(QLD)刑法典を改正し、「賃金等窃盗罪(Wage Theft)」を新たに設けるための法律(Criminal Code and Other Legislation (Wage Theft) Amendment Act 2020, Act No.34 of 2020)が成立し、同日施行された。これに先立つ2018年11月、QLD議会の「教育・雇用・中小企業委員会(Education, Employment and Small Business Committee)」による調査報告書が公表され、同州の被用者の5人に1人(約43万7千人)が、賃金を満額受け取っておらず、減収総額は年間12億2千万豪ドル(1豪ドルは、約84.6円)に上ることが報告されていた。

QLD刑法典は、第36章において窃盗罪を規定する(第390条～第398条)。今回の改正では、第391条「窃盗の定義」に第6A項を追加し、労使協定等に基づき被用者等に支払われるべき賃金等が、支払可能となったにもかかわらず、雇用主がそれを自己の所持に移し、支払わない場合を「窃盗」に含めた。また、第398条「窃盗の処罰」に「雇用主による窃盗」を追加し、雇用主又は雇用主であった者が、被用者又は被用者であった者の財物を窃取した場合、10年以下の禁錮刑が科されることとなった。

「賃金等窃盗罪」の客体は、具体的には、不払又は支払不足の労働対価、時間外手当等の不払、合理性を欠く控除、スーパーアニュエーション(雇用主が掛金を拠出する義務を負う、オーストラリアの退職年金制度)の不払等である。同罪は、雇用主の故意による不払・支払不足等の場合に適用され、過失による未払や給与システムのトラブル等による支払遅延等、雇用主に支払意思のある場合には適用されない。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/whole/html/asmade/act-2020-034>